

## 答 申

### 第1 山口県情報公開審査会（以下「審査会」という。）の結論

山口県知事（以下「実施機関」という。）の行った公文書の部分開示決定は、妥当である。

### 第2 異議申立てに至る経過

#### 1 公文書の開示請求

開示請求をした者（以下「本件請求者」という。）は、平成14年11月1日付けで実施機関に対し、山口県情報公開条例（平成9年山口県条例第18号。以下「条例」という。）第6条の規定により、「 郡 に事務所を置く、宗教法人 から提出された宗教法人法第25条第2項第2号に定める役員名簿の写し及び同項第3号に定める財産目録の写し（いずれも最新のもの）」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

#### 2 公文書の特定

実施機関は、本件請求に該当する公文書として、「宗教法人法第25条第4項の規定に基づき宗教法人 から提出された宗教法人法第25条第2項第2号に定める役員名簿の写し及び同項第3号に定める財産目録の写し」（以下「本件公文書」という。）を特定した。

#### 3 第三者に対する意見聴取

実施機関は、本件公文書に実施機関以外のものに関する情報が記録されているため、平成14年11月5日付けで条例第9条第1項の規定に基づき、本件公文書に情報が記録されている異議申立人に対して意見書提出の機会を付与した。

#### 4 実施機関の処分

実施機関は、平成14年11月27日付けで部分開示の決定（以下「本件処分」という。）を行うとともに、その旨を本件請求者及び意見書提出の機会を付与した異議申立人に通知した。

#### 5 異議申立て

異議申立人は、本件処分を不服として、平成14年12月12日付けで行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づく異議申立てとともに、本件処分の執行停止の申立てを行った。

## 6 執行停止の決定

実施機関は、平成14年12月16日付けで本件処分の執行停止の決定を行い、本件請求者及び異議申立人に通知した。

### 第3 異議申立人の主張要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分のうち、開示をする決定の部分の取り消しを求めるというものである。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する理由は、概ね次のとおりである。

- (1) 本件請求者らは、宗教法人 〇〇の神社地の処分（売却）に応じなければ、立ち上がりとして、連鎖的に数々の不法行為を繰り返している。本件請求もかかる行為の一環としてなされたもので、次のような本件請求者らの不法行為を見れば、本件請求が宗教法人の正常な運営を目的としたものではなく、謀略の一環であることは明らかである。

ア 平成13年度と14年度の大祭、その他の神事の妨害を行った。

イ 自らが祭祀の妨害をしておきながら、虚偽・ねつ造の内容のビラを 〇〇町内の各戸に配布して異議申立人及びその代表役員個人をひぼう中傷した。

ウ 宗教法人上の特性及び慣習に基づいてなされてきた神社運営維持費の寄付行為を妨害した。

エ 総代長などという名称は法的に存在していないにもかかわらず、総代長などという肩書で偽装された総代会なるものを開催し、自ら異議申立人の責任役員などと詐称して異議申立人に甚だしい不利益をもたらしている。

オ 侵すべからざる人間生存の尊厳にかかわる人権問題までも悪用して異議申立人の名誉をき損し、代表役員個人及び家族に対して強要行為を繰り返している。

また、近時、宮司退職願なる文書偽造事件までじゃっ起されるに至っている。

- (2) 宗教法人法（昭和26年法律第126号。以下「法」という。）第25条第3項及び第5項はかかる不法な者たちに対して当該宗教法人を保護する規定である。

すなわち、法第25条第3項の規定は、閲覧請求者が、「閲覧することについて正当な利益がある」こと、かつ「その閲覧の請求の目的が不当な目的によるものでない」ことという二点の要件を満たさない限り、当該法人はこれを完全に拒否し得ることを保証したものである。かつまた、法第25条第5項は「所轄庁は、前項の規定により提出された書類を取り扱う場合においては、宗教法人の宗教上の特性及

び習慣を尊重し、信教の自由を妨げることがないように特に留意しなければならない」と規定しているのであり、「信教の自由を妨げることがないように特に留意しなければならない」という文言は特段に重要である。

- (3) 実施機関は、役員名簿中の法人名・代表役員の氏名・住所・就任年月日及び財産目録中の法人名・代表役員の氏名は条例第11条2号イの規定に基づき公開しなければならない情報、責任役員の定数、代表役員以外の責任役員の任期は開示することによって当該法人に不利益を与えるおそれのある情報ではないと認められるとして、部分開示を認めるが、本件開示請求者らは、上記(1)のアからオで指摘したとおり、通常の請求者ではなく、不法行為者で、「信教の自由を妨げ」、いかなるものをも悪用する「不当な目的によるもの」によって、異議申立人に不利益を与えるおそれのある者たちである。

実施機関が開示請求者の立場と目的をしん酌することなく部分開示することは、法第25条第3項及び第5項の趣旨にいたく反することになる。

#### 第4 実施機関の説明要旨

##### 1 公文書の内容

本件公文書は、法第25条第4項の規定に基づき、異議申立人から所轄庁である実施機関に提出されたものである。

なお、法第25条第5項では、所轄庁は、宗教法人から提出された備付け書類の写しを取り扱う場合においては、宗教法人の特性及び慣習を尊重し、信教の自由を妨げることがないように特に留意しなければならないと規定されている。

##### 2 部分開示とした理由

開示をする情報とその理由は、次のとおりである。

###### (1) 法人名、代表役員の氏名・住所・就任年月日

当該情報は、法務局において、何人も閲覧及び写しの請求を行うことができる情報であることから、条例第11条第2号イの規定に基づき開示しなければならない情報であると認められる。

###### (2) 責任役員の定数、代表役員以外の責任役員の任期

当該情報は、法第12条第1項の規定により、宗教法人の規則に記載することとされており、宗教法人である以上、当然に定められている規定であることから、開示しても、当該法人に不利益を与えるおそれのある情報ではないと認められる。

###### (3) 財産目録中の「摘要」欄の大項目

資産及び負債の一般的な分類の名称を示すものに過ぎないことから、開示するこ

とによって当該法人に不利益を与えるおそれのある情報ではないと認められる。

(4) 上記以外の部分

役員名簿及び財産目録の様式として備えるべき一般的な事項であることから、開示することによって当該法人に不利益を与えるおそれのある情報ではないと認められる。

## 第5 審査会の判断

### 1 本件公文書の内容及び性格

- (1) 本件公文書は、法第25条第4項の規定に基づき、異議申立人から所轄庁たる実施機関に提出され、当該実施機関が保有しているもので、条例第2条第2項に規定する「公文書」に該当する。

なお、本件公文書は平成14年度に提出されたものである。

- (2) 本件公文書のうち、役員名簿の写しには、代表役員及び責任役員について、その氏名、生年月日、住所及び就任年月日が記録されているほか、責任役員定数、代表役員以外の責任役員任期、神社名、年月日等が記録されている。
- (3) 本件公文書のうち、財産目録の写しには、財産の状況を記録した表のほか、代表役員及び責任役員の氏名、印影、神社名、年月日等が記録されている。

### 2 開示請求者について

異議申立人は、本件請求者が閲覧することについて正当な利益を有しておらず、かつ、閲覧請求の目的が不当なもので、異議申立人に不利益を与えるおそれのある者であるから、本件公文書の取り扱いについて、信教の自由を妨げることがないよう特に留意しなければならない実施機関が、本件請求者の立場と目的をしん酌することなく本件処分を行ったことは、法第25条第3項及び第5項の趣旨に反すると主張する。

しかし、条例は、何人にも公文書の開示を請求する権利を認めており、このような情報公開制度の趣旨から、その請求理由、使用目的等を実施機関が開示請求者から聴取し、又は調査するようなことは許されない。

したがって、実施機関が開示請求に係る公文書に記録されている情報の開示をするかどうかの決定を行うに当たっては、開示請求者の請求理由、使用目的等によって影響されることはなく、当該公文書に記録されている情報のうち、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるもの、法人に不利益を与えるおそれのあるもの等、条例第11条各号に規定する開示をしないことができる情報に該当するかどうかを客観的かつ合理的に判断し、当該情報に該当しないものについて、開示をする決定を行うのであるから、その決定に係る開示の範囲は、開示請求者によって異なるというこ

とはあり得ないのである。

なお、公文書に宗教法人の信教の自由を妨げるおそれのある情報が記録されている場合、当該情報は、開示請求の目的等に影響されることなく、すべて条例第11条第3号に規定する法人に不利益を与えるおそれのある情報に該当すると解釈すべきことはいうまでもないことである。

### 3 条例第11条第2号又は第3号の該当の有無について

法第25条第4項は、宗教法人は、毎会計年度終了後4月以内に、役員名簿、財産目録等の写しを所轄庁に提出しなければならないと規定しており、本件公文書は、この規定に基づき、平成13年度の会計年度を終了した異議申立人から、翌年度の平成14年度に所轄庁である実施機関に提出されたものである。

異議申立人から提出された法第25条第2項第2号に定める役員名簿の写し及び同項第3号に定める財産目録の写しについては、平成13年度に提出されたものについての開示請求に対し、実施機関が本件事案と同じ内容の部分開示決定を行ったところ、異議申立てが本件事案の異議申立人から提出され、実施機関から諮問を受けた審査会は、平成14年7月31日付け答申第14号において、実施機関が当該異議申立てに係る処分を開示をすることをした情報は、条例第11条第2号イに規定する情報に該当し、開示をしないことができる情報から除かれているということが出来る、又は宗教法人たる異議申立人に関する情報ではあるが、条例第11条第3号に規定する当該法人に不利益を与えるおそれがあるものということとはできないので、開示をすべきものであるとの判断を示しており、本件公文書と当該答申で審査した公文書を比べた場合、既に示した審査会の判断を変更する必要は認められない。

このため、判断理由の詳細等については、答申第14号を参照されたい。

### 4 まとめ

答申第14号でも判断を示したとおり、条例に基づく開示をするかどうかの決定は、異議申立人の主張する法に基づく閲覧とは異なる基準によって行われるものであって、異議申立人の主張を認めることはできず、実施機関の条例適用に誤りはないことから、本件処分は相当であるということが出来る。

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり、判断する。

## 第6 審査会の審査経過等

別紙1のとおり（省略）